

回 覧



R7年 12 月号
秋穂駐在所
大村 秀一

秋穂駐在所の
広報紙です！

秋穂地区では、主に空き家を狙った空き巣が連続に発生しています。不審者(車)があれば、すぐに110番をお願いします！

●急ぐ事件・事故は**110番！**

●急がない要件は総合相談電話(＃**9110**)

山口県警察からの最新情報発信中！

安全・安心情報を
配信中です！



ホームページ



X



YouTube



Facebook



オンラインカジノに注意！

海外で合法的に運営されているオンラインカジノでも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

バカラ、スロット、スポーツベッティング等、その名称や内容にかかわらず、**オンライン上で行われる賭博は犯罪です。**



バナー等の広告に要注意！

最近では、バナー等広告からLINEの投資グループに誘導され、詐欺被害に遭うケースが増加しています。バナー広告には、**著名人をかたる偽広告もあるので、注意が必要です。**



犯罪のない明るい「秋穂」を！



家族で防犯意識を
高めましょう！

●「年末年始特別警戒活動」～令和7年12月11日から令和8年1月3日までの間

「年末年始特別警戒活動」は、年末年始を迎えるに当たり、金融機関や深夜営業店舗などを対象とした強盗事件を始めとする各種犯罪や重大交通事故、初詣等に伴う各種事件・事故の発生が危惧されることから、こうした事件事故を未然に防止し、県民の皆様の安全と平穏を確保する活動です。**年末年始は慌ただしくなりますが、余裕を持って行動することで自宅や自転車などのカギのかけ忘れや交通事故を防ぐことができます。**

また、普段離れて暮らすご家族が集まる時期なので、うそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止も話題に挙げて、防犯意識を高めましょう。



☆年末・年始は、飲酒する機会が増える時期です。

飲酒運転は絶対にやめましょう。！！

飲酒運転を絶対に しない！させない！

迎えに行くから
電話して！



家族

車や自転車
来てないわよね？



同僚

二日酔い運転は
いかんぞ！



上司

タクシーで
帰るなよ？



飲食店

道路交通法による処分・罰則

運転者だけでなく、車両提供者や酒類提供者、同乗者に対しても厳罰が科せられます。また、自動車だけでなく、自転車についても飲酒運転は禁じられており、罰則が適用されます。飲酒運転の重大さをしっかり認識して、みんなで飲酒運転を根絶しましょう！

酒酔い運転

罰則

5年以下の拘禁刑

または

100万円以下の罰金

違反点数

35点



免許取消
(欠格期間3年*)

酒気帯び運転

罰則

3年以下の拘禁刑

または

50万円以下の罰金

違反点数

25点

〔呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上〕

免許取消(欠格期間2年*)

13点

〔呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上
0.25mg/ℓ未満〕

免許停止(停止期間90日*)

車両提供者

運転者が酒酔い運転

5年以下の拘禁刑

または

100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑

または

50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

運転者が酒酔い運転

3年以下の拘禁刑

または

50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

2年以下の拘禁刑

または

30万円以下の罰金

※ 前歴及びその他の累積点数がない場合